

世界の仲間と ボランティアワークチャレンジ

【令和5年度団員募集要項】

1 目的

日本国内で開催される国際ワークキャンプ（合宿型ボランティア活動）に県内の高校生を派遣し、非日常の環境下で、外国人参加者や地域の人々と課題解決に向けて意見を交わしながら働くことをとおして、社会を生き抜く力を育成します。

2 主催・後援

主催：公益社団法人福岡県青少年育成県民会議

後援：福岡県 福岡県教育委員会

3 事業の概要

(1) 国内研修

世界から集まるボランティアと一緒に地域の課題解決のために働く国際ワークキャンプ（合宿型ボランティア活動）に取り組みます。

派遣先、期間及び実施内容

	派遣先	派遣期間	実施内容
①	富山県 南砺市	令和5年8月 3日(木)～ 10日(木) ※7泊8日	世界遺産五箇山の集落での合掌の萱場整備、水路整備・農作業など
②	島根県 美郷町	令和5年8月 6日(日)～14日(月) ※8泊9日	江の川伝統漁法「築(やな)漁」の築づくり、周辺環境整備など
③	徳島県 徳島市	令和5年7月25日(火)～8月 1日(火) ※7泊8日	吉野川フェスティバルの準備・運営、ごみステーションの運営など
④	徳島県 阿南市	令和5年8月 4日(金)～11日(金祝) ※7泊8日	四国遍路の周辺での農業支援、集落再生、お遍路の接待など

※4班に分けて10名程度ずつ派遣します。

派遣先は、ご希望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。

※国際ワークキャンプは、特定非営利活動法人 NICE の協力のもと実施します。

また、派遣にかかる手続きは、旅行業者に委託します。

(参考) 特定非営利活動法人 NICE (日本国際ワークキャンプセンター)

国連・CCIVS (国際ボランティア活動調整委員会) に加盟する国際ボランティア NGO。世界95か国以上の NGO と国際ボランティア連携協定を結ぶ。「トビタテ留学 JAPAN」(文部科学省事業) 奨学生の国際ワークキャンプ参加を支援するなど、1990年の団体設立以来、NICE の支援により2万人を超える若者が海外のワークキャンプに参加。

国際ワークキャンプの活動事例 (特定非営利活動法人NICEのFacebookより)

<https://www.facebook.com/nice.workcamp/>

国際ワークキャンプ参加者の感想 (特定非営利活動法人NICEのホームページより)

https://www.nice1.gr.jp/wc_nirekisyo/

(2) **福岡県内での研修** 研修の準備及び研修の振り返り等を福岡県内で実施します。

研修名	日程		研修内容等
事前研修 (宿泊研修)	第1回	6月17日(土)~18日(日)	班分け、ボランティアの必要性、討論会 ボランティア体験活動
	第2回	7月 1日(土)~ 2日(日)	派遣学習、リーダーシップ講義、救命救急等
事後研修 (宿泊研修)	第1回	9月23日(土)~24日(日)	スピーチ、報告書作成、交流会等
	第2回	10月 7日(土)~ 8日(日)	全体の振り返り、報告会等

※事前研修・事後研修は、概ね土曜日の10時頃開始し、日曜日は終日となる予定です。やむを得ない事情により、プログラムが変更になることがあります。

4 募集期間

令和5年4月24日(月)~5月15日(月)午後5時必着

申込書持参の場合の受付時間 午前9時~午後5時(土・日、祝日は、閉庁のため受け付けません。)

5 募集人員

40名

6 応募条件

- (1) 令和5年4月1日現在の年齢が満15歳~17歳の者(平成17年4月2日~平成20年4月1日生まれ)で高等学校若しくはそれに準ずる学校に在籍し、申込み時点で県内在住の者
- (2) すべての研修プログラムに参加できる者

7 経費等の負担

- (1) **参加者負担金 20,000 円**
参加者負担金のほか、事前・事後研修に係る経費(交通費,食費,保険料など)が必要となります。
なお、経済的理由により参加者負担金の捻出が困難と認められる場合は、参加者負担金を10,000円に減額する制度があります。
- (2) 参加者負担金は、事前に納入するものとし、原則として返金しません。
- (3) 本事業(事前・事後研修期間を含む。)実施中の災害、病気、事故等で主催者の責めに帰さない理由によって生じる参加者の損害等について、主催者は責任を負いません。

【参加者負担金の軽減について】

以下の①~⑦の項目に該当する場合は参加者負担金が減額になる可能性がありますので、ご相談ください。

- ①保護者が、生活保護法による生活保護を受けている場合(被生活保護者)
- ②生徒が児童福祉施設に入所している場合
- ③保護者が児童扶養手当を受給している場合
- ④保護者に対して所得税が課税されていない場合
- ⑤保護者に対して市町村民税が課税されていない(市町村民税非課税)又は市町村民税均等割のみ課税(均等割のみ納付)されている場合
- ⑥保護者が国民健康保険料の全額免除を受けている場合
- ⑦その他上記①~⑥に準ずる状況と認められる場合

※応募の際に申し出がない場合は、減額の対象としませんのでご注意ください。

8 応募方法

次の書類をそろえて、申込先(次ページ掲載)へ郵送又は持参してください。

(1) 申込書

- ・申込者本人の自筆もしくはパソコンで作成。(自筆の場合は鉛筆不可)
- ・写真は、上半身、正面脱帽、無背景のもの(縦 4.5 cm×横 3.5 cm)で応募する日の 6 か月以内に撮影したものとし、写真の裏側に氏名を明記のうえ、申込書に貼付のこと。

(2) 保護者の同意書

- ・保護者が自筆のこと。(鉛筆不可)

(3) 作文

- ・申込者本人の自筆もしくはパソコンで作成。
(自筆の場合は鉛筆不可。パソコンで作成する場合、フォントサイズは 10.5pt を使用すること。)

(4) 返信用封筒

- ・長形3号の封筒に申込者の住所、氏名を明記の上 84円切手を貼付したもの。

9 選考

(1) 選考の方法

選考	選考種目	配点	内容
書類選考	作文	20	申込時の作文で判断します。

10 合格者の発表

選考	発表方法
書類選考	5月26日(金)に本人に結果を発送します。

※ 書類選考合格者の保護者を対象として6月4日(日)に、本事業の保護者向け説明会を開催します。
保護者向け説明会に出席できない場合は、合格を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。

11 選考結果の開示

選考結果については、口頭により開示の依頼をすることができます。(下記参照)

なお、電話、はがき、メール等による請求はできませんので、受考者本人(法定代理人を含む)であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券、マイナンバーカード*(個人番号カード)、健康保険の被保険者証等)をお持ちのうえ、直接開示場所にお越しください。

対象選考	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
書類選考	受考者	順位、総合得点	選考結果通知日の翌日から3か月間	青少年育成課

(注) 未成年者の法定代理人が開示請求するときは、法定代理人の資格を証明する書類(戸籍抄本)、法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカード*(個人番号カード)、健康保険の被保険者証など)及び受考者本人の同意を得ていることを証明する書類(任意様式)をお持ちください。

※マイナンバー「通知カード」は本人確認書類として利用できません。

12 決定及び取消し

- (1) 事前研修の間は、団員は内定扱いとします。団員としての決定は、事前研修終了後に、ふさわしいと認められる者に対して行います。
- (2) 団員として決定された後であっても、不適切と認められる者については、団員の資格を取り消します。出発後に資格を取り消した場合は、すみやかに帰宅させます。なお、この場合における帰宅に要する経費は、取り消された者の負担とします。
- (3) 団員資格を取り消した場合において、すでに県が負担した経費の一部又は全部を取り消された者に請求することがあります。

13 その他

本事業において撮影した写真・ビデオ等を本事業の広報への利用、もしくは県が公益上必要と認める場合に利用することがあります。

《申込み及び問い合わせ先》

受付時間

平日(土・日、祝日を除く)9:00~17:00

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局青少年育成課 内

公益社団法人福岡県青少年育成県民会議 「世界の仲間とボランティアワークチャレンジ事業」担当

TEL.092-643-3615

FAX.092-643-3389



※ 詳しくは、福岡県ホームページをご覧ください。

また、右記の二次元バーコードから募集要項等をダウンロードできます。